

令和7年5月27日現在

厚生労働大臣の定める掲示事項（国立病院機構久里浜医療センター）

① 入院基本料に関する事項について

当院の1病棟では、1日に9人以上の看護職員が勤務しております。また、2病棟・3病棟・4病棟では、1日に11人以上の看護職員が勤務しております。

時間帯毎の看護職員1人当たりの受け持ち数は、以下のとおりです。なお、休日・祝日・時間帯などによって実際の看護職員配置数は異なります。

病棟名	患者数	入院基本料等	看護職員1人当たりの受け持ち数		
			8：40～17：05	17：05～1：05	1：05～8：40
1病棟	35	地域一般入院料基本料1（13：1）	7人以内	18人以内	18人以内
2病棟	46	精神病棟入院基本料（13：1）	8人以内	16人以内	23人以内
3病棟	45	精神病棟入院基本料（13：1）	9人以内	15人以内	15人以内
4病棟	47	精神科急性期治療病棟入院料（13：1）	10人以内	16人以内	16人以内

※4病棟の入院期間が90日を超えた場合は、精神病棟入院基本料（15：1）により算定します。

② 厚生労働大臣が指定する病院について

当院は、保険医療機関の指定を受けております。

③ 関東信越厚生局への届出に関する事項について

1) 入院時食事療養費(I)

当院は「入院時食事療養費(I)」を届け出ております。管理栄養士によって管理された食事を適時（朝食8：00・昼食12：00・夕食18：00）、適温で提供しております。

また、予め定められた日につきましては、患者さんに提示するメニューから、お好みの食事を選択できる「特別メニュー」を提供しており、特別メニューを選択された際は、別途1食100円（税込）をご負担して頂きます。

医師の許可のもと、毎日の朝食を「パン食」に切り替えることも可能です。パン食に切り替えた際は、別途1食100円（税込）をご負担していただきます。

2) 施設基準に関する届出について

一覧につきましては、[こちらのリンク](#)よりご確認ください。

④ 明細書発行体制について

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発

行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されておりますので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

⑤ 保険外負担に関する事項について

1) 特別療養環境の提供について

当院では、患者さんにより快適な入院生活をお過ごし頂けるよう、有料個室（特別室）を整備しております。有料個室の料金等の詳細につきましては、[こちらのリンク](#)よりご確認ください。

2) 診断書等の保険外負担に関する事項について

- ・文書料につきましては、[こちらのリンク](#)よりご確認ください。
- ・セカンドオピニオンの料金につきましては、[こちらのリンク](#)よりご確認ください。
- ・オンライン相談の料金につきましては、[こちらのリンク](#)よりご確認ください。
- ・セリアック病の検査につきましては、[こちらのリンク](#)よりご確認ください。
- ・発酵性下痢・消化不良性下痢の検査につきましては、[こちらのリンク](#)よりご確認ください。

・カルテ開示の料金

コピー代 30 枚まで一律 300 円（税込）、31 枚以上の場合 1 枚 10 円（税込）

画像データ（ディスク） 2,200 円（税込）

・ワクチン（時期により取り扱いがない場合があります）

インフルエンザワクチン 入院中の患者さん：2,000 円（税込）、その他の方：4,100 円（税込）

肺炎球菌ワクチン（ニューモバックス） 6,000 円（税込）

肺炎球菌ワクチン（プレベナー 1 3 水性懸濁注） 11,000 円（税込）

COVID-19 ワクチン 16,885 円（税込）

麻疹ワクチン 3,000 円（税込）

带状疱疹ワクチン 22,000 円（税込）

3) 入院期間が 180 日を超える場合の費用の徴収について

同じ病状で入院期間が 180 日を超えた場合は、厚生労働大臣が定める場合（状態）等を除いて、患者さんには保険外併用療養費として入院基本料の 15%を負担して頂きます。

地域一般入院料基本料 1（1 3：1） 1,501 円（税込）

なお、ご入院時に 3 ヶ月以上の入院履歴を確認させて頂いておりますが、これは同じ症状による病気や怪我で他の医療機関での入院期間も通算されるためです。当院で 180 日に達しなくても、他の医療機関の入院期間を合算して 180 日を超えた場合には、選定療養の対象となる場合があります。ご不明なことなどがございましたら、会計窓口にお申し出ください。

4) 長期収載品（ジェネリック医薬品のある先発医薬品）の選定療養費について

令和 6 年 10 月より、後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金（先発医薬品と後発医薬品の価格差の 1/4 相当の料金+税）をお支払いいただく仕組みとなりました。詳細につきましては、[こちらの厚生労働省のページ](#)よりご確認ください。

⑥ 施設基準や点数表の算定要件において掲示内容が具体的に示されている事項について

1) 医療DX推進について（医療DX推進体制整備加算）

当院は、医療 DX を推進して質の高い診療を実施するため以下の体制整備を行っております。

1. オンライン資格確認等システムより取得した診療情報等を活用して診療を実施しております。
2. マイナ保険証の利用を促進し、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。
3. 電子カルテ情報共有サービスの使用と電子処方箋の導入を検討しております。

2) 一般名処方について（一般名処方加算）

当院では、後発医薬品のある医薬品につきましては、特定の医薬品名（製品）を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、同じ有効成分で別の医薬品とするなど、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

3) 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の推進について（後発医薬品使用体制加算）

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）を積極的に採用しています。また、医薬品の供給不足等が発生した場合においては、医薬品の処方等の変更に関して、適切な対応ができる体制を有しております。状況に応じて、患者さんへ投与する薬剤が変更になる可能性がございますので、ご承知おきください。なお、薬剤の変更につきまして、ご不明な点やご心配なことなどがございましたら当院職員まで申し出ください。